

議案第12号

入間市商工業振興条例の一部を改正する条例

条例 別記のとおり

令和5年2月16日提出

入間市長 杉島理一郎

提 案 理 由

本市における企業立地を促進し、地域経済の発展及び雇用機会の拡大を図るため、助成金の対象事業等を改めたいので、この案を提出するものである。

入間市商工業振興条例の一部を改正する条例

入間市商工業振興条例（昭和60年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号を次のように改める。

(4) 工場等 製造業（規則で定めるものに限る。）、情報通信業、自然科学研究所及びこれらに関連する事業の用に直接供する建物及び構築物をいう。

(5) 本社 総務、人事、経理等の管理部門、会社の経営方針を立案する部署、営業を企画及び管理する部門等があり、その企業の中枢の役目を果たすものをいう。

第2条第6号中「工場を有しない」を「において、工場等又は本社を有しない」に、「を特定地域内へ建設すること又は市内に工場を有する者が、新たに既設の工場と異なる業種の工場を特定地域内へ」を「等又は本社を」に改め、同条第7号及び第8号を削る。

第3条第1項中「次に掲げる」を「工場等又は本社設置」に、「交付する」を「交付できる」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「に掲げる」を「の」に、「助成率」を「助成額」に改め、同項の次に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、所得税又は法人税、消費税及び地方消費税並びに入間市税に滞納がある者は、助成対象としない。

第9条を削り、第10条を第9条とし、第11条から第18条までを一条ずつ繰り上げる。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

助成事業の名称	対象事業	助成額	助成期間
工場等又は本社設置事業	<p>工場等又は本社の新設事業であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。</p> <p>(1) 中小企業者が行う事業であつて、工場等の新設にあつては敷地面積1,000㎡以上かつ延床面積500㎡以上のも、本社の新設にあつては敷地面積500㎡以上かつ延床面積300㎡以上のも</p> <p>(2) (1)以外の企業が行う事業であつて、次に掲げる要件のいずれにも該当するもの</p> <p>ア 従業員（常時雇用され、給与の支払いを受ける者をいう。）10人以上であること。</p> <p>イ 工場等の新設にあつては敷地面積2,000㎡以上かつ延床面積1,000㎡以上のも、本社の新設にあつては敷地面積500㎡以上かつ延床面積300㎡以上のも</p> <p>(3) 市長が特に認めたもの</p>	<p>工場等又は本社の立地に係る土地（その取得又は賃貸借契約の始期の日から原則3年以内に業務を開始した工場等又は本社の立地に係る土地に限る。）、家屋及び償却資産（リース契約に係るものを除く。）に課せられた前年度の固定資産税相当額に規則で定める助成率を乗じた額とし、1億円を限度とする。</p>	<p>業務開始後の最初の固定資産税課税年度の翌年度から3年間</p>

附 則

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の入間市商工業振興条例の規定は、この条例の施行の日以後に申請のあった助成金について適用し、同日前に申請のあったものについては、なお従前の例による。